

平成27年度仙台市食品衛生監視指導計画(案)のパブリックコメント

※意見中、下線部の意見について、監視指導計画案に追記、修正しました。

No.	意見	評価分類	分類	本市の考え方
1	安全な食品を提供するという姿勢が、とてもよく伝わってきます。信頼しております。	A	監視指導	ご期待に沿えるよう食品衛生監視指導計画に基づき、食品の安全性確保に努めます。
2	大変大切な監視指導はあまり知られていないことが残念です。私たちが安心して暮らせることがこういう陰の御苦労が解りました。	A	監視指導	ご期待に沿えるよう食品衛生監視指導計画に基づき、食品の安全性確保に努めます。
3	食品に対する不安や不信感を増す事象が続いています。食の安心や安全を確保する為に監視指導を強化すべく、多くの機関が連携をとっていることが分かりました。又、様々なリスクに迅速に対応できる様に、実効性のある施策を柔軟に取り組んでいると思いました。(他同様意見2件)	A	監視指導	食品に関する緊急事態が発生した際に、迅速かつ的確な対応が取れるよう、生活衛生課が中心となり、食品安全に係る庁内22課で構成される「仙台市食品安全対策推進会議」を開催し、平時より関係機関との連絡体制や情報交換、協議等を行い、連携強化を図っております。今後とも食品衛生監視指導計画に基づき、食品の安全性確保に努めてまいります。
4	食品等事業者の自主管理を独自にレベルアップするのはよいことですが、行政も必要な支援を約束しているのも食品等事業者の考えを尊重してのことだと思うが、行政の指標はある程度なくてもよいのでしょうか。	B	監視指導	食品の安全性確保は第一義的には事業者が行うことがより重要であり、行政は食品検査や立入検査によりそのチェックを行っております。その自主衛生管理の方法は施設の規模や取扱品目により異なっておりますので、その施設にあった指導をしております。また、仙台HACCPにおいては、チェック表により衛生管理を自己評価する制度であり、多くの営業施設が仙台HACCPに取組むように積極的に働きかけてまいります。
5	7ページの立入検査計画のランク(A→E)は、どのような基準で決められているのか。少しわかりにくい。 一斉監視対象施設は※印で欄外に表示するのではなく、「監視指導必要と判断された施設」と表記したほうがよい。 10ページの(3)の③健康食品の監視指導を連携する「健康増進法」を担当する部局名を具体的に。 3ページ及び12ページ以降に何度か出てくる「リスクコミュニケーション」という語句がわかりにくいし、違和感を覚える。資料の用語説明を使用するのではなく、「関係者相互間の意見・情報交換」としたほうが良いと思う。	B	監視指導	立入検査計画につきましては、営業の種類、施設の規模、取扱品目、食中毒の発生状況、違反・不良食品の発生状況やその内容等を考慮し、対象施設を選定しております。また、「健康増進法」の担当部局は、健康増進課、各区の家庭健康課、各総合支所保健福祉課よ保健医療課であり、わかりやすい表現にするため担当部局としております。「リスクコミュニケーション」については、食品衛生監視指導計画の後方に掲載している資料3にて用語説明しております。できるだけ平易でわかりやすい表現とする努力を続けてまいります。

6	①はじめに、2P、下部、〈食の安全性確保に関する基本方針の特徴〉①消費者・(生産者)の文字の加入する視点では、いかがか。つまり、生産者を加える事。 ②6P魚介類加工品について5項目の保存温度とは？度までか、ノミ・ダニ等1℃～以上で生きつづける。従って〇〇度までか数字を書くことにより文章が実行性となる。	B	監視指導	①「食品安全基本法」では、食品の安全性確保の措置は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本認識に立って行わなければならないことが基本理念において掲げられました。本市においては、この基本理念を踏まえ、市民の食生活を取り巻く様々な問題に迅速に対処し、不安の解消に努めることが重要と考えていることから、「消費者の視点」を個別に掲げております。生産者については、2つめの「事業者の自主管理による安全性確保」に含めて考えています。 ②食品の保存温度については、食品衛生法の規定に基づき、厚生労働大臣が公衆衛生の見地から販売の用に供する食品の保存方法を定めています（保存基準）。食品の種類によって保存基準は異なり、生食用鮮魚介類であれば10℃以下で保存しなければなりません、基準が定められていない食品もあります。
7	この計画案は製造、加工、流通、消費まで行政の各機関が連携を図りながら実施される様子が分かり安心しました。それでも思いがけない事件が発生しております。それで消費者、市民の事や姿がより早くスムーズに伝わるようなシステムづくりが必要となつていると考えます。一市民の監視も計画に加われればより強い計画になっていくのでは。(他同様意見2件)	B	監視指導	食品関係施設への監視指導につきましては、各保健所に配置している食品衛生監視員が担っております。さらに公益社団法人仙台市食品衛生協会が自主衛生管理推進事業として、協会に所属する食品衛生指導員による食品関係施設に対する巡回指導を行っており、本市ではこの活動がさらに効果的に進められるよう支援しております。今後とも、協会の巡回指導を支援しながら、保健所の食品衛生監視員による効率的かつ効果的な監視指導に努めてまいります。
8	大規模調理施設だけでなく、乳幼児高齢者などの福祉施設の小さい給食サービスをしている所も不定期に指導したら良いと思う。	B	監視指導	高齢者などの社会福祉施設において給食を提供している場合は、提供規模や内容等を考慮し、立入検査計画（表3）等に基づいた定期的な立入検査を実施しております。
9	HACCPに取り組む事業者が増えていくことは、消費者として衛生管理面の安心を得ることが容易に出来るのでぜひ推進して下さい。その為にも、制度の内容や評価マーク等の広報をきちんとしてほしいと考えます。導入の為の事業所への支援も強めて下さい。	B	監視指導	仙台HACCPの取組みを促進するうえでは、この制度が広く市民に理解されていることがメリットとなることから、仙台HACCPの市民への認知度向上を図り、多くの事業者が参加する制度となるよう、制度の内容等を工夫し、推進してまいります。
10	食に関する役所が多い。ちゃんと機能しているのだろうか？横のつながりはどうなのだろう？今日の食品衛生監視指導計画で図解してあったので、やや理解した。	B	監視指導	食品に関する緊急事態が発生した際に、迅速かつ的確な対応が取れるよう、生活衛生課が中心となり、食品安全に係る庁内22課で構成される「仙台市食品安全対策推進会議」を開催し、平時より関係機関との連絡体制や情報交換、協議等を行い、連携強化を図っております。
11	今回モニターになって、いろいろと理解できた点がたくさん有りました。まだまだ一般市民は監視指導はわからないと思います。地区ごとや町内会などでの説明も必要ではないでしょうか？	B	監視指導	監視指導の結果等につきましては、市ホームページ及び食品衛生情報誌「食の情報館」にて公表しておりますが、市民から依頼を受けての市政出前講座など様々な機会を利用して情報発信に努めてまいります。
12	難しい言葉がたくさん並んでいて、わかりづらい感じを受けました。が、市で、これだけの計画を立てているという安心感もあります。この計画があるという事を、市民の方へ周知する方法を何か考えてみては？と思いました。	B	監視指導	文章表現につきましては、できるだけ平易でわかりやすい表現をするよう努めてまいります。また、監視指導計画等については、引き続き、市ホームページ及び食品衛生情報誌「食の情報館」にて公表するとともに、様々な機会を利用して情報発信に努めてまいります。
13	生産・製造・流通・販売の過程を網羅した監視指導体制をめざしていると評価できる。ただあまりに幅広い監視指導では「広く浅く」となってしまう懸念もある。また監視・指導結果等の公表先を増やした方が良い。	B	監視指導	食品衛生監視指導計画に基づき、効率的かつ効果的な監視指導及び検査等が実施できるよう努めてまいります。また監視指導の結果については、引き続き、市ホームページ及び食品衛生情報誌「食の情報館」にて公表するとともに、様々な機会を利用して情報発信に努めてまいります。

14	監視の中に食品関係施設における第1は①一般監視②夏季年末一斉監視、第2に①中央卸売市場の監視②残留農薬等の監視③食肉市場の監視など、第3に製造流通における監視など、多方面に渡る監視がなされることがわかった。しかし、監視する人数が少なすぎる。個人的には複数人で監視に行ってほしい。	B	監視指導	食品衛生監視指導計画に基づき、効率的かつ効果的な監視指導及び検査等が実施できるよう努めてまいります。
15	P5①一般監視から、食品等事業者に対して食品取扱者の衛生管理の重要性を周知します。とありますが、私は「衛生管理の重要性を徹底させる事に努める」としてほしいと思います。ノロウイルスや食中毒の時期になると、必ず、調理作業中の従事者からの汚染が出てしまいます。重要性を周知するだけでは、日々同じ意識で変わらないと思います…。	C	監視指導	⇒ご意見を踏まえて、このことについての記述を「また、調理作業中の従事者からの汚染による食中毒事例が多いことから、食品等事業者に対して食品取扱者の衛生管理の重要性を周知し、適切な対応を指導します。」と変更しました。
16	各項目の「実施」、「指導」、「点検」、「検査」、「排除」etcの具体的な内容が伝わらない表記である(頻度や義務?) ex. 定期or不定期、随時or強制or任意etc	C	監視指導	文章表現につきましては、できるだけ平易でわかりやすい表現をするよう努めてまいります。
17	平成27年度の重点事項【仙台市食品衛生自主評価管理制度(仙台HACCP)の推進】 国が国内の食品製造業界の食品の安全性向上の取り組みの後押しのため、HACCP支援法を制定しました。仙台市の平成27年度仙台市食品衛生監視指導計画(案)には、市内食品事業者等の食品の安全性向上の取り組みの後押しのため、国のこの支援法を受けた内容の記述が必要です。(他同様意見3件)	C	監視指導	仙台HACCPが多く事業者にとって取り組みやすいものとなり、取り組み事業者が増加するよう、今年度事業の見直しを行い運用を開始しております。また、自主管理のポイントをまとめた解説書を作成し、これから取り組もうと意欲を持った事業者の参考としていただいております。今後とも、事業者に対し適切な助言、支援に努めてまいります。
18	1-(1)「食品製造、加工、販売業者への自主管理指導」について 最近、食品へ虫や異物混入する問題が相次いで発覚しています。食品事業者は衛生管理を強化していますが、消費者からの苦情相談は減りません。年々、食の安全に対する消費者の意識は厳しさを増していることから、指導・支援だけでは足りません。消費生活センターなどに寄せられた最新情報を食品事業者に届ける必要があります。消費生活相談窓口などとの連携を強化し、同一の事態の発生を防ぐよう、庁内横断機能を強化してください。	C	監視指導	食品に関する緊急事態が発生した際に、迅速かつ的確な対応が取れるよう、生活衛生課が中心となり、食品安全に係る庁内22課で構成される「仙台市食品安全対策推進会議」を開催し、平時より関係機関との連絡体制や情報交換、協議等を行い、連携強化を図っております。
19	1-(2)「食品等事業者に対するHACCPの推進と市民への普及啓発」について 多くの市民は、制度の内容と評価マークに関する認知度が低い現状です。「様々な機会をとらえて市民への広報(PR)推進に努めます」とありますが、「食の情報館」から読み取ることができません。国では、HACCPの導入が伸び悩んでいる状況を踏まえて、平成25年6月にHACCP支援法を食品製造業界全体に導入するよう改正しました。仙台市としても従来通りのやり方ではなく、多くの事業者を対象にした研修会や講習会の実施、多くの市民に周知できるような広報の手法を工夫してください。(他同様意見4件)	C	監視指導	仙台HACCPが多く事業者にとって取り組みやすいものとなるよう、今年度事業の見直しを行っており、改正説明会には多数の事業者にご参加いただいております。今後も保健所主催の講習会や監視指導時等において周知を図るとともに、広報の手法を工夫しながら様々な機会を捉えて市民へのPRに努めてまいります。
20	2-(1)「食品関係施設の監視指導、苦情調査等」-①について 連日、食品への異物混入の報道がされています。食品事業者の食品の安全性に対するモラルもさることながら、食品の安全性が確保されたものが提供されることは、食品安全法にも規定されていることです。食品事業者に対して、衛生規範に基づいた適切な取扱いができるよう、監視指導の範囲を広げ、適切な安全性が確保できるような記述と実施を望みます。	C	監視指導	食品等関係営業施設に対する監視指導につきましては、営業の業種、施設の規模、取扱い品目、食中毒の発生状況、違反・不良食品の発生状況やその内容等を考慮した立入検査計画(表3)を定め、効率的で効果的な立入検査を実施いたします。

21	2- (1)「食品関係施設の監視指導、苦情調査等」-①について 平成26年7月26日、静岡市の花火大会での露店で売られた浅漬の冷やしキュウリによって腸管出血性大腸菌O157の集団食中毒がおこり、過去10年間の食中毒で最多の500人を超す発症者が出ました。 仙台市内はイベント等も多く、市外、県外からの観光客も多く訪れることから、漬物の加工施設のみならず、衛生規範に基づいた適切な取扱いができるよう、監視指導の範囲を広げ、適切な安全性が確保できるような記述を望みます。(他同様意見1件)	C	監視指導	お祭りなどのテントなどでの食品販売については、保健所窓口にて食中毒予防のための必要な指導を実施しております。また、仮設飲食店営業での飲食物の調理販売は、仙台市仮設飲食店等事務取扱要領に基づき食中毒予防の観点から、一般の飲食店に比べて扱う食品を制限する取扱いとしております。
22	飲食店の衛生管理を徹底してほしい(虫混入等)。 実際働いている人が、そこでは外食したくない、という驚きの事実が実際にある(においをかいで大丈夫、とまた出したり・・・)。 投書等、意見を言える場があると良い。(他同様意見2件)	D	監視指導	食品等関係営業施設に対する監視指導につきましては、営業の業種、施設の規模、取扱い品目、食中毒の発生状況、違反・不良食品の発生状況やその内容等を考慮した立入検査計画(表3)を定め、効率的で効果的な立入検査を実施いたします。また、監視の中で問題のあった施設に関しては、立入検査計画の回数に関わらず、改善されるまで、必要に応じた立入指導を実施いたします。 また、食品衛生に関するご相談がございましたら、最寄りの保健福祉センター衛生課にお寄せください。
23	スーパー等の立入検査、指導が必要。日ごろ気になっているのは、スーパー等の揚げ物(コロッケ、フライ等)の無包装(露出したまま)の陳列である。特に前列の物は、客が持ち運ぶバスケット(カゴ)の底面や衣類(特に上着、コート、裾、マフラー等)と接触している場面を何度も見た。ハエが飛び回っていることもあった。不衛生極まりない。改善が必要(フタをする等)と思う。	D	監視指導	食品等関係営業施設に対する監視指導につきましては、営業の業種、施設の規模、取扱い品目、食中毒の発生状況、違反・不良食品の発生状況やその内容等を考慮した立入検査計画(表3)を定め、効率的で効果的な立入検査を実施いたします。また、監視の中で問題のあった施設に関しては、必要な指導を行うとともに、改善確認を実施いたします。
24	とても細かく監視指導項目がある中でも食中毒が度々起きているということは、やはり食品取扱者の衛生管理をもっと徹底していく必要があると思いました。	D	監視指導	食品等関係営業施設に対する監視指導につきましては、営業の業種、施設の規模、取扱い品目、食中毒の発生状況、違反・不良食品の発生状況やその内容等を考慮した立入検査計画(表3)を定め、効率的で効果的な立入検査を実施いたします。また、食品の安全性確保は第一義的には事業者が行うことがより重要です。行政としては事業者の食品衛生対策が適正に行われているか、食品検査や立入検査によりその確認を行ってまいります。
25	どこかで食品事故が発生すると、事業者は気持ちを改め衛生管理に力を入れますが、また慣れてくると気持ちがゆるみがちになってしまうので、立ち入り検査はこまめに行っていく必要があると思います。(他同様意見1件)	D	監視指導	食品等関係営業施設に対する監視指導につきましては、営業の業種、施設の規模、取扱い品目、食中毒の発生状況、違反・不良食品の発生状況やその内容等を考慮した立入検査計画(表3)を定め、効率的で効果的な立入検査を実施いたします。また、監視指導が必要と判断される業種等に関しては、立入検査計画の回数に関わらず、必要に応じた立入指導を実施いたします。
26	立入検査計画の中で、給食施設の実施目標回数が1回以上なのは少ないのでは、と思いました。 すみません。今日給食センターのお話を伺って徹底した管理がされているので大丈夫だと思いました。	D	監視指導	ご期待に沿えるよう食品衛生監視指導計画に基づき、食品の安全性確保に努めます。
27	細やかな検査で安心できます。このまま厳しい検査を続けていってほしいです。	A	検査	ご期待に沿えるよう食品衛生監視指導計画に基づき、食品の安全性確保に努めます。

28	例年より放射性検査が多いのが大変良かった。	A	検査	ご期待に沿えるよう食品衛生監視指導計画に基づき、食品の安全性確保に努めます。
29	その食品それぞれの危険部位について、別に丁寧に説明があり、分かり易いのでよいと思う。	A	検査	ご期待に沿えるよう食品衛生監視指導計画に基づき、食品の安全性確保に努めます。
30	収去検査のうち、輸入食品の割合を増やして頂きたい。特に輸入肉は、冷凍と解凍を繰り返して店頭に並ぶことから、重点的に行って頂けると有難いです。(他同様意見1件)	B	検査	収去検査の対象は、過去に検出事例や違反事例のあるものなどを考慮して表4の収去検査計画を作成し、効果的な実施に努めています。輸入食品につきましては、近年の事件を踏まえ、検体数を増やす予定にしております。
31	平成27年度仙台市食品衛生監視指導計画(書)を拝読しました。広範囲且つ多岐にわたる業務を抱えご苦労されている事を再認識しました。その中で、若干の疑問点があり質問させていただきます。(個別回答ナシで了解です。) ①外部委託を増やせないのだろうか・・・？ 検査や監視機関が複数存在し、検査量や検査項目が増えることはあっても減ることは期待し難いも現況から、機器及検査員が充足されているとは考え難く、順次外部委託はできないのであろうか・・・？仙台市にも民間の衛生検査機関が複数あるはず。	B	検査	食品の収去検査については、危害の発生状況や違反状況等を考慮し、表4の収去検査計画を作成し、効果的かつ計画的な実施に努めております。しかしながら、不測の事態等が発生した場合は、外部の登録検査機関により検査を行う等、柔軟な対応を検討いたします。
32	市場流通食品に関し、市場に入る所から監視がはじまる事を知った。各検査の結果、万が一異常があればその食品は流通しないシステムは、より安心だ。個別流通の産直や通販について、どのような検査体制なのだろうかと思った。	B	検査	直売所で販売される食品を含め、市内で製造される食品及び流通販売される食品については、危害の発生状況や違反状況等を考慮し、表4の収去検査計画により実施しています。
33	多様な流通・販売されている食品の安全性確保が容易ではない現状を理解しつつも、食の安心と安全を守っていただくためには、検査を増やして欲しいと思います。又、市民も食の安全により関心が持てる広報も必要です。自らも情報を集め、不安や不信を感じた時に気軽に相談できる身近な窓口があれば良いと思います。	B	検査	収去検査の対象や件数については、過去に検出事例や違反事例のあるものなどを考慮して表4の収去検査計画を作成し、効果的な実施に努めています。また、食品衛生に関する情報は、市ホームページ、食品衛生情報誌「食の情報館」、各種パンフレット等で周知を図るとともに、市民から依頼を受けての市政出前講座や食品衛生講習会などで情報提供に努めてまいります。ご不明な点等がございましたら、最寄りの保健福祉センター衛生課にご相談ください。
34	ぬき打ち検査をやるべき。ふく面調査的な。内部事情が色々あると思うので。(他同様意見1件)	B	検査	食品の収去検査については、事前に連絡せずに実施することとしています。
35	食品の収去検査項目が微生物、添加物、放射物質、残留農薬、汚染物質や遺伝子組換えと多面的に実施されているのに驚き、専門性が高く、日々の情報に気がぬけない状況と思われます。市民の健康を脅かす検査結果についてはより早く、行政処分、指導と同時に市民消費者に伝え、食への意識を高めて下さい。(他同様意見1件)	B	検査	収去検査結果において、違反が判明した場合は、回収や廃棄など速やかに流通から排除する措置を講じております。また、食品衛生法の規定に基づき行政処分等を実施しており、食品衛生法の基づきその事業者を公表しております。さらに改善指導を実施した際には、改善確認を実施しております。

36	2-(3)「製造・流通・販売等における監視指導」-①について 来年度の収去検査で、輸入食品の検体数を増加させたことは、食料自給率が低い日本にとって、安全な食品を選択するうえで非常に重要なことです。今回、放射性物質検査の検体数を減少していますが、いまだ、食品中の放射性物質について不安視する消費者はおります。学習会や説明を聞き理解している消費者ばかりではないので、検体数を減らした理由を市民に分りやすく、周知徹底するようにしなければ、不安感だけが残ることになります。検体数の変更の理由を市民が納得できるように広報などで周知してください。(他同様意見4件)	B	検査	①放射性物質については、国が指定した18都道府県が主体となって、検査を含む放射性物質の安全管理がなされています。 ②本市では、生産県の安全対策に加えて、独自に放射性物質の検査を行っています。 ③収去検査の対象や検体数は、過去に検出事例や違反事例のあるものなどを考慮して表4の収去検査計画を作成しています。 ④山菜・きのこを除く野菜・果物の放射性物質につきましては、他自治体での検査結果も含めて全国において基準値超過がないことから、山菜・きのこは平成26年度の検査数を維持し、それ以外の野菜・果物についてのみ、検体数を減らし、この検体数を不安感のある輸入食品の検査にふりかえる予定としております。
37	中央卸売市場を流通しているものについて検査されるのですよね。私はこれらを通らない形の、例えば生産農家から直接、野菜果物などを買っています。泉では月2回朝市もあります。そういう場合は農薬問題とか、どうなっているのでしょうか。魚なども小型トラックで持って来ます。放射能は大丈夫かしらと思ってしまいます。	B	検査	食品の安全性確保は第一義的には事業者がその責任を有しております。また、直売所で販売される食品を含め、市内で製造される食品及び流通販売される食品については、危害の発生状況や違反状況等を考慮し、表4の収去検査計画により実施しています。放射性物質については、基準値を超えたものが判明した場合は、出荷自粛要請や出荷制限の指示が出されます。
38	2-(3)「製造・流通・販売等における監視指導」-①について 放射性物質検査の検体数が減少しています。農産物については特に問題はないと思いますが、流通している水産物の検査の充実を望みます。水産物は農産物のようにはほぼ全て把握できるわけではないので、やはり消費者に近い出口管理が必要です。(他同様意見1件)	B	検査	収去検査の対象や検体数は、過去に検出事例や違反事例のあるものなどを考慮して表4の収去検査計画を作成し、効果的な実施に努めています。水産物の放射性物質につきましては流通状況や違反状況を考慮し、平成26年度と同様に実施してまいります。
39	検査も多いが行き届いているのか？	B	検査	市内で製造される食品及び流通販売される食品については、危害の発生状況や違反状況等を考慮し、表4の収去検査計画により実施しています。
40	市民が注目している食品検査として第一にあがるものが、震災の影響もあるので、放射線検査であると感じているが、それに関する記述が少ないように感じる。記述の順番を変えてはどうかと感じた。	C	検査	食品を取り巻く環境は、日々困難化しており、様々な課題を解決していく必要があることから、今後とも総合的かつ計画的な施策の内容を必要に応じて見直してまいります。
41	P9表4収去検査計画(食品の検査)検査項目放射性物質の主な検査対象食品ですが、野菜・魚介類・乳・卵・米等とありますが、この中には果物は入らないのですか？ 市民が不安をかかえている一番の放射性物質です。果物も加えるべきではないですか。安心できる検査対象食品を選んでほしいと思います。	C	検査	⇒ご意見を踏まえて、このことについての記述を「検査項目：放射性物質、検査対象食品：野菜、果物、魚介類、乳、卵、米等」と変更しました。
42	輸入食品が大量に販売されているので、野菜などは特に残留農薬の検査をして頂きたいです。日本の検査基準に違反していないものが販売されていると思いますが、私としては安心感があまりないです。	C	検査	収去検査の対象は、過去に検出事例や違反事例のあるものなどを考慮して表4の収去検査計画を作成し、効果的な実施に努めています。輸入食品につきましては、近年の事件を踏まえ、検体数を増やす予定にしております。

43	徹底しているはずなのに、0にはならない。消費者自身も、目を光らせて、気付けるようにすることも必要だと感じた。 問題点を活かして徹底してほしい。 抜きうち検査や、研修、講演会等、意識向上につながるもの 輸入食品の安全性に力を入れて欲しい(今年話題になった〇ツクの鶏肉(中国)、〇清の pasta 具材ブロッコリー・トマト(エクアドル産)、不安が多い)。	D	検査	収去検査の対象は、過去に検出事例や違反事例のあるものなどを考慮して表4の収去検査計画を作成し、効果的な実施に努めています。輸入食品につきましては、近年の事件を踏まえ、検体数を増やす予定にしております。
44	今までの実績と、予算により決まるとしますので、内容的には特に意見はありません。	D	検査	ご期待に沿えるよう食品衛生監視指導計画に基づき、食品の安全性確保に努めます。
45	同上と一緒に一番とはいえず、製造所等の出入や整理整頓等嚴重なのに際限なく繰り返される不祥事。万が一、IT機器を駆使した悪戯でなければいいが。	D	検査	ご感想としてお伺いしました。
46	食品の検査もランクごとに表示していますが、それでも100%安心できるとは言えません。私もノロウイルスにかかりましたが、何が原因かわかりませんでした。	D	検査	今後も過去の検出事例や違反事例等を考慮し、表4の収去検査計画により食品の安全性確保に努めます。
47	・保存料(食品添加物)、着色料などの見直しの呼びかけの強化 ・放射物質への細かな配慮の必要性 ・野菜の新しい(ex.養液野菜など)、野菜生産が進んだ場合、その検査のあり方を今後は考える必要があると思う	D	検査	保存料や着色料等使用基準が食品衛生法で規定されている食品添加物については、収去検査により違反する食品があった場合には、回収等の適切な措置を講じ、また必要な指導を行い、再発防止に努めます。 その他、ご感想としてお伺いしました。
48	一般的に、食中毒を起こさないようにするための食品管理検査はなされていると思うが、個人的には、野菜などに付着している(大体は生きたまま)虫や、果物(苺や桃)の中から生きたまま出てくる幼虫が多いので、特に生のまま食する果物は衛生上も良くないと思うので、そういった検査もできたら徹底してもらいたい。	D	検査	食品の安全性確保は第一義的には事業者が行うことがより重要であり、行政は立入検査の際にそのチェックを行っております。引き続き、原材料の目視確認等を含む食品管理の重要性を指導してまいります。
49	所要事項が網羅されており適切であると思う。(他同様意見1件)	A	その他	ご期待に沿えるよう食品衛生監視指導計画に基づき、食品の安全性確保に努めます。
50	全体的に内容が難しいが、専門用語等*印で別に説明があり、わかりやすい。 ポスター等での周知、これからも増やしてほしい。(あちこちで手洗いのポスター等見かけます)	A	その他	ご期待に沿えるよう食品衛生監視指導計画に基づき、食品の安全性確保に努めます。
51	食品等事業者、消費者に関係機関が入って、全体で食品の安全性確保に努める考えすばらしい。これら関係者が横の連絡をとったり、実施にたづさわっていくようになったら、お互いにもっと安全性を意識するようになるのではと思うときがある。	A	その他	今後とも消費者、生産者、事業者等と連携して、食品の安全性確保に努めてまいりたいと考えております。

52	もっとたくさんの人に、仙台市の食品衛生の素晴らしさを知ってもらいたい、知らせたいです。市民の方々が、より興味を持ってもらうような工夫があればと思います。(他同様意見2件)	A	その他	監視指導計画等につきましては、市ホームページ及び食品衛生情報誌「食の情報館」にて公表しておりますが、市民から依頼を受けての市政出前講座など様々な機会を利用して情報発信に努めてまいります。
53	HACCPを広めるため、MAP、ポスター等力を入れてほしい。知らない人が多い。(広報活動) サポーターになって初めて知る事が多かったので、一般の市民にも広く知ってもらえるように。(他同様意見11件)	B	その他	仙台HACCPの広報活動としましては、市ホームページ、食品衛生キャンペーンによる啓発物並びに、食品衛生情報誌「食の情報館」及び「食の情報館(概要版)」の配布、及び広報媒体への記事の掲載等を行っております。また、評価を受けた施設は評価マークを製品や容器包装に使用することができ、実際に、商品の包装、配達 of 自動車、製品の配送箱などに使用されていますが、今後とも様々な機会を捉えて市民へのPRに努めてまいります。
54	P2の<・・・基本方針の特徴>の記載している表現と、P3以降の内容とが？の所があるのではないかと感じます。 特に「①消費者の視点に立った安全性確保」の具体的な業務の記載はどこにあるのかなと思います。法的に行うことを前面に表示する必要があると思います。記載の流れとしては以下の提案をいたします。 ①監視・指導の徹底による安全性確保 ②事業者の自主管理による安全性確保 ③消費者の視点と関係者の相互理解と協力による安心と安全性確保	B	その他	監視指導計画は「仙台市食品の安全性確保に関する基本方針」に基づく施策の一つとして毎年度策定しております。当該方針では、基本理念のもと、3つの視点を掲げて、実効性のある施策を総合的かつ計画的に推進しています。この3つの視点を<基本方針の特徴>として、監視指導計画に記載しております。
55	よい案と思います。さきの食品信頼性確保トップセミナー(H26.11.5日(水)松永和紀氏講演において、ある市のアドバイザーさんから「先生、固有番号がわかりづらくて」との質問がございました。常識的には、製造固有番号は消費者庁長官の許可が必要です。我々消費者にはわかりません。製造者及び販売者は解っています。言えるのは、番号は、食品事件が発生した時、いち早く固有番号を見れば製造者が解るよ、というだけのもので推察いたします。 余白が多すぎます。1P、2P、10P、15P、26P、(28P、30P)私が番号を付けました。	B	その他	できるだけ平易でわかりやすい表現や内容とする努力を続けてまいります。
56	相談の窓口や連絡先の記載がないのは、配布対象者が一般の方は戸惑うことにつながるのではないかと思います。 似ている名称の行政機関が多いので、どの様な事をメインで行う部署なのか、不安点をどこに問い合わせるのか、より明確にしたら尚よいと思います。(他同様意見1件)	B	その他	⇒ご意見を踏まえて、監視指導計画等に関する問い合わせ先等を記載することといたします。
57	②非正規人材の活用はできないのだろうか・・・？ 諸般の事情から、正規職員を大幅増やせることは難しいと推察するので、知識・経験を持つ人材を非正規職員として活用はできないのだろうか・・・？ 小・中学校への出前授業のサポート役を担うとか、後述のHACCPのチェックシートの内容確認する程度の作業は可能なのでは・・・。	B	その他	ご感想としてお伺いしました。



58	<p>③”仙台HACCP”の活用方法に工夫が必要では・・・？ 本来のHACCPとは若干ニュアンスが違おうであろうが、”仙台HACCP”の認証を得る事によるメリットを付加できないであろうか。HACCP自体、決して簡単・単純な工程ではない故、小規模事業者には金銭・人材不足などから二の足を踏んでいると推察する。決して飴玉で釣ることを良しとはせぬが、同制度が広く認知・普及していけば、各区衛生課員35名で監視対象施設29177件という途方もない現実を僅かでも解消の方向に進められるのではないだろうか。</p> <p>「素人の戯言」ながら、各区保健福祉センター(保健所)が、検査機関として業務推進されるだけでなく、身近な相談窓口として活躍されることを切に望むものです。</p>	B	その他	<p>仙台HACCPの取組みを促進するうえでは、この制度が広く市民に理解されていることがメリットとなることから、仙台HACCPの市民への認知度向上を図り、多くの事業者が参加する制度となるよう、制度の内容等を工夫し、推進してまいります。</p>
59	<p>全体的によくまとまっていて、食の安全性が確保されていることが分かりました。計画案の中で「支援」の文言が多く用いられているように感じました。どの様な支援をしていくのか分かりにくいと思いました。難しい用語などにくい説明があり、「P16の資料1」やP14の実施体制などとも見やすくよく分かりました。</p>	B	その他	<p>支援とは相談に応じたり、技術的な助言をすることであり、その内容は個々の事例により多岐にわたっております。文章表現につきましては、できるだけ平易でわかりやすい表現をするよう努めてまいります。</p>
60	<p>その他として、事業者が自主管理の取り組みの様子や実施状況などを消費者に向けてアピールする働きかけがあると、市民の関心が増すと思います。行政・事業者・市民(個人)すべての協力により食の安全性を確保しなければならないと思います。</p>	B	その他	<p>仙台HACCPの広報活動としましては、市ホームページ、食品衛生キャンペーンによる啓発物並びに、食品衛生情報誌「食の情報館」及び「食の情報館(概要版)」の配布、及び広報媒体への記事の掲載等を行っております。また、評価を受けた施設は評価マークを製品や容器包装に使用することができ、実際に、商品の包装、配達 of 自動車、製品の配送箱などに使用されていますが、今後とも様々な機会を捉えて市民へのPRに努めてまいります。</p>
61	<p>分かりづらい、難しいので、もっと分かりやすく。自主管理の重要性をもっと店側に理解してもらおう。仙台ハサップマップがあると、消費者も分かりやすいし安心して理用できる。</p>	B	その他	<p>表現方法につきましては、できるだけ平易でわかりやすい表現をするよう努めてまいります。また、仙台HACCPの広報活動としましては、市ホームページ、食品衛生キャンペーンによる啓発物並びに、食品衛生情報誌「食の情報館」及び「食の情報館(概要版)」の配布、及び広報媒体への記事の掲載等を行っております。また、評価を受けた施設は評価マークを製品や容器包装に使用することができ、実際に、商品の包装、配達 of 自動車、製品の配送箱などに使用されていますが、今後とも様々な機会を捉えて市民へのPRに努めてまいります。</p>
62	<p>12ページ(3)のせんだい食の安全サポーターとせんだい食の安全情報アドバイザーの関係性と役割の区別が今ひとつわかりにくい印象を受ける。どのような方がどのようにして選ばれるのかを表記してもらったほうが良い。全く別のもののようなイメージも受けるのではないかと。</p>	B	その他	<p>⇒ご意見を踏まえて、資料3用語の説明 *8；せんだい食の安全サポーターおよび*9；せんだい食の安全情報アドバイザーの記載内容を下記のとおり変更しました。</p> <p>*8；せんだい食の安全サポーター 食品の安全性に関するサポーター会議や講演会、食品検査施設の見学会に参加いただくことを目的に、市民から公募します。また、市民啓発用のパンフレット作成などに協力していただきます。これらの活動を通じて、食品の安全性についてより理解を深めながら、関係者との意見交換を行い、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションに参加します。</p> <p>*9；せんだい食の安全情報アドバイザー 食品の安全性に関して情報の発信ができる人材の育成を目的として、せんだい食の安全サポーターの活動を終了した方等から本人の希望をふまえて選出します。アドバイザーは、サポーター会議に参加して意見のとりまとめ役を担うほか、食品衛生監視員とともに食品の安全性に関する普及啓発を行うなど、自ら情報発信する活動を行います。</p>

63	<p>仙台HACCPの5段階が表示されていたほうがわかりやすい。市政だよりの活用(PR)。星の数の意味もわかるようになる。</p>	B	その他	<p>⇒ご意見を踏まえて、資料3用語の説明 *1；仙台市食品衛生自主管理評価制度の記載内容に、評価段階の表を加えました。</p>
64	<p>食中毒発生時の情報はすぐ発表されるが、その後の経過などの発表があまりされていないように思う。(検証経過を発表してほしい。) この計画や報告の広報が大切。 消費者が知ることが業者の衛生向上につながる。</p>	B	その他	<p>食中毒が発生した場合には、ホームページ以外にマスコミを通じて広く情報を提供し、拡大防止に努めています。事件の詳細についての公表は控えさせていただきますが、食中毒予防に関する情報を市ホームページ、各種パンフレットまたは市政出前講座などで市民に周知を図るとともに、食品等事業者への適切な指導につなげてまいります。</p>
65	<p>・変更点の21P19・用語説明*17とり刺し・レバー刺しの記述中「牛の内臓等、豚の内臓等の・・・」牛・豚の肝臓・・・、牛の肝臓については?? ・消費者に告知された際のポスター化が正しく伝わるか否かを確認したいものである。そこが見慣れた内輪のメンバーだけでOKになると・・・の懸念が伴う。 PS 本(冊子化)にして意見の全体像を知りたい。少なくとも「食の安全サポーター」だけでも行えば認識が高まる。</p>	B	その他	<p>文章表現につきましては、できるだけ平易でわかりやすい表現をするよう努めてまいります。 また、パブリックコメントの結果につきましては、市ホームページで公表するとともに、せんだい食の安全サポーター及びせんだい食の安全情報アドバイザーに配布いたします。</p>
66	<p>巷で起こる食の事件について。時に一個人によって起こされる事も多く、産地偽装はもとより、中国発毒入りギョーザ、国内発パンに針混入、先週カップやきそばゴキブリ混入等。安心・安全であるべき“食”を題材にしたこれら犯罪に厳罰を望みたい。“食”をもってこれらのようなおぞましい犯罪・事故は繰り返して欲しくないと思うから。又、アドバイザー、サポーターを監視業務に携わってはどうか?</p>	B	その他	<p>食品の安全性確保は第一義的には事業者が行うことがより重要であり、行政は食品検査や立入検査によりそのチェックを行っております。また、食品等事業者の積極的な自主管理への取組みが、安全意識の高揚につながることから、仙台市食品衛生自主管理評価制度(仙台HACCP)の推進に努めます。 営業施設の監視・検査につきましては、食品衛生法に基づき、行政庁の食品衛生監視員が担うこととされています。市では、せんだい食の安全サポーターの皆様を含む市民から寄せられた意見を踏まえ、監視指導計画を策定して書k品衛生対策を実施しております。</p>
67	<p>市民センターなどで行なわれる「じゃが芋ほり」などでじゃが芋による中毒があった時、一般人には、(じゃが芋の何が原因か)わからないことがあると聞きました。公的な機関をはじめ、楽しいリクリエーションにするために市からの注意事項としてあげてもらいたいと感じた。</p>	B	その他	<p>食中毒予防などの食品衛生に関する情報は、市政だより、市ホームページ、各種パンフレット等で周知を図るとともに、市民から依頼を受けての市政出前講座や食品衛生講習会などで情報提供に努めてまいります。</p>

68	<p>食品の安全性確保に関する基本方針は、事業者が食の安全を守ることで、市民の安全を守る事業者目線になっています。 消費者目線に立った視点を重視したものを作成してほしいです。 たとえば、仙台HACCPですが、とても良い取り組みだと思います。事業者にとって、食品衛生管理にしっかり取り組み、評価マークで示されることで、高い意識付けにもなります。 しかし、市民にとっては、仙台HACCPや評価マークが何であるのか、知らないというのが現状です。せつかくの評価マークも、市民が知らなければ、何の意味も持たないものです。もっと仙台HACCP自体の認知度を上げるべきだと思います。 そうすることで、消費者も評価マークのついた店や事業者について、安心して利用することができ、事業者にとっても、さらに上をいく取り組みをしていくことでしよう。是非、相乗効果につながる仙台HACCPの認知度を上げるようお願いいたします。 こうして、一方的な目線ではなく、消費者目線に立った視点から見ることで、安全・安心につながることもありますので、その点を忘れずに、今後ともよろしくお願いいたします。(他同様意見1件)</p>	B	その他	<p>仙台HACCPの取組みを促進するうえでは、この制度が広く市民に理解されていることがメリットとなりますので、食品衛生キャンペーンによる啓発物や広報媒体への記事の掲載等により、仙台HACCPの市民への認知度向上を図り、多くの事業者が参加する制度となるよう、制度の内容等を工夫し、推進してまいります。</p>
69	<p>4-(3)「せんだい食の安全サポーター等の活動」について せんだい食の安全情報アドバイザーは、平成25年度に新たに設置されました。消費者の代表として、消費者目線を活かした活動内容となることが重要であることから、多くの市民が活動の情報を入手できるよう、具体的な活動計画や内容を明記する必要がありますと考えます。また、せんだい食の安全情報アドバイザーの役割として、食中毒に留まらず、食品中の放射性物質に関することも含めてください。(他同様意見1件)</p>	B	その他	<p>せんだい食の安全サポーターの活動は食中毒防止の啓発活動に限定せず、広く食品の安全性確保に関する活動を実施しております。監視指導計画の表現も、「食品の安全性に関する知識の普及活動などを食品衛生監視員とともにを行います」としております。主な活動は、市民向けの情報提供や意見交換会ですが、具体的な内容につきましては、せんだい食の安全情報アドバイザーの皆様とご相談しながら実施してまいります。</p>
70	<p>私が今一番不安に思っているのは、健康食品と表示している物品の多さです。本来の薬とはならない食品ということにまぎれて、色々な成分を使用しているのではないのか？という健康云々というペールにつつまれて、本来は怖いものを使用しているのではないかということです。今後そのものにも着眼して下さい。</p>	B	その他	<p>食品衛生監視指導計画に基づき、健康食品の表示指導を行い、健康増進法を担当する部局と協力しながら、安全性の確保に努めてまいります。</p>
71	<p>意見(パブリックコメント)というが、どのような形で(案)を周知するのか。ホームページ、市役所の窓口で配布するという形ではなかなか(案)は市民の意見募集にまで結びつかないのではないかと。</p>	C	その他	<p>意見(パブリックコメント)につきましては、市ホームページや市政だよりへの掲載、市・区役所の窓口での配布、せんだい食の安全サポーター会議での説明により募集しております。</p>
72	<p>2「製造加工から消費までの各段階における食品の安全性確保対策の充実」について そもそも、各種食品の偽装・虚偽表示の発生、冷凍食品への農薬混入事件などの真因は、食品など事業者における利益追求(製造コスト削減)が招いた労働条件の悪化、製造現場のモラル低下にあります。食品衛生に関する監視・管理・効率的な実施が当然ですが、食品の安全性確保対策の充実には製造業者のモラル向上が不可欠であり、食品など事業者の従業員がその作業に誇りを持つことが大切であると考えます。そのような条件や環境整備を事業者の責務とする必要があります。また、そのためには事業者や従業員が「食」がいかに大切な営みであるかを理解することが重要だと言えます。監視・管理・実施の他、労働条件の改善、環境の整備、食に関する学習も行えるような支援が必要です。(他同様意見2件)</p>	C	その他	<p>食品の安全性確保は第一義的には事業者が行うことがより重要であり、行政は食品検査や立入検査によりそのチェックを行っております。また、食品等事業者の積極的な自主管理への取組みが、安全意識の高揚につながることから、引き続き仙台市食品衛生自主管理評価制度(仙台HACCP)の推進に努めるとともに、毎年企業経営者を対象に「食品の信頼性確保トップセミナー」を開催し、営業者に対し消費者の信頼を得るために自らの自主管理が重要であることを説明しております。</p>

73	<p>3-(1)「食中毒発生時の原因究明、拡大防止」について          拡大防止を図るうえでは、速やかな食中毒発生時の原因究明とともに、市民に対して的確な情報の提供による予防対策の普及・啓発が必要です。          市民への情報提供や啓発、拡大防止の視点のほか、市民が消費者、生活者として安全に生活する上で、食に関する教育が重要です。情報提供、啓発、教育をすすめるために、消費者団体や市民団体と連携を図る必要があります。(他同様意見2件)</p>	C	その他	<p>食中毒が発生した場合には、ホームページ以外にマスコミを通じて広く情報を提供し、拡大防止に努めています。また、食中毒予防に関する情報を市ホームページ、各種パンフレットまたは市政出前講座などで市民に周知を図ってまいります。</p>
74	<p>4-(1)「食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進・仙台市食品安全対策協議会の開催」について          食の安全サポーター、食の安全情報アドバイザーの設置・育成の情報が市民に広く認知されていないと思います。単に学習や講演を受講するだけでなく、体験見学会の実施や「食の情報館」に関する意見を求めるなどを取り組みの中に加えてください。一般の市民が参加しやすく、日頃抱えている不安や疑問を払拭できるような形式のリスクコミュニケーションを実施することが重要です。          市民がどのように対処をすればよいか、適切な情報を発信し、風評による不安感・不信感の払拭と市民が正しく理解判断し、行動できるような形式のリスクコミュニケーションを実施することが必要と考えます。(他同様意見5件)</p>	C	その他	<p>せんだい食品の安全サポーター及びせんだい食の安全情報アドバイザーをより魅力的な制度となるよう適宜見直しを行いながら、実施結果をホームページで公表するなど、多くの市民が興味を持って参加していただけるよう努めてまいります。また、活動内容も、行政等との意見交換のみではなく、食品衛生の普及啓発事業への参加等、今後も工夫してまいります。          市民への啓発や情報提供に関しては、市政日より、ホームページ、チラシ、出前講座、講演会、食の安全サポーター会議などによりリスクコミュニケーションに努めるとともに、食品に関する正しい知識を持ち、リスクコミュニケーションを支援、仲介する人材である食の安全情報アドバイザーの育成に取り組んでおります。</p>
75	<p>4-(2)「食品の安全性確保に関する計画案への意見募集・食品衛生監視指導計画の作成と公表」について          監視指導計画の策定にあたっては、計画案を市のホームページへ掲載することや各担当部所での配布により公表し、広く市民から意見を求めるとしています。しかし、意見募集にあたり、前年度の実施状況については、情報誌「食の情報館」から情報を得ることができますが、十分とは言えません。広く市民からの意見を求めるために、十分な情報の提供を行った上で監視指導計画の作成が必要です。(他同様意見1件)</p>	C	その他	<p>監視指導計画を策定するにあたりましては、広く市民の皆様から監視指導計画案に対する意見を募集することとしております。意見募集にあたりましては、新たな計画案および前年度実績を掲載している「食の情報館」をホームページにて掲載するとともに、窓口でも配布するなどしております。また、市政日よりにも意見募集の記事を掲載し、周知に努めております。皆様からいただきました意見につきましては、仙台市の食品衛生対策を進めるうえでの参考とさせていただきます。</p>
76	<p>○食品表示については“食品表示法”に詳しいわけではないが、純正みそと謳いながら酒精が入っていたりする。          ○流通と価格、地産地消をと声高に専伝しながら遠地の品の方が安く手に入る          ○豆製品、そば等100%国産原料と出まわっていながら円安のため原材料の輸入価格高騰と一斉値上げに便上          ○津波被害地の復興緩衝地を豆、そば、野菜等の産地にして、少しでも輸入品を少なくしたらいいのに</p>	D	その他	<p>ご感想としてお伺いしました。</p>
77	<p>P19用語説明 18寄生虫の説明●アニサキス●グダア・セブテンブクタータ●サルコシスティス・フェアリーの3つの記載には、あまり知られていない寄生虫の名前です。この様な物で食中毒にもなる事を沢山の市民に理解してもらおう事、大事かと思えます。知って食する事で、健康を害する事も無くなります。何か起きた時だけ説明するのでは無く、スーパーや取り扱う事業者の方々にも寄生虫によつての食中毒を理解してもらおう努力、必要が大事と感じました。          又、先日、ニュースで“ペヤング焼そば”等からゴキブリ等の虫の混入がありました。仙台市内でも、食品工場は沢山あります。衛生管理の徹底こそが、消費者への安心安全の信頼につながります。市と連携して取り組んでほしいです。</p>	D	その他	<p>食中毒予防などの食品衛生に関する情報は、市政日より、市ホームページ、各種パンフレット等で周知を図るとともに、市政出前講座や食品衛生講習会などで最新の知見の基づく情報提供に努めてまいります。          また、食品の安全性確保は第一義的には事業者が行うことがより重要であり、行政は食品検査や立入検査によりそのチェックを行っております。食品等事業者の積極的な自主管理への取組みが、安全意識の高揚につながることから、引き続き仙台市食品衛生自主管理評価制度（仙台HACCP）の推進に努めます。</p>

78	子供が小さい頃より、生協活動していて、食品添加物ノーの姿勢をとって来ました。今年、市役所で実験して、人体にほとんど影響ないという実験結果でしたが、シニアになった今も価格は高めですが、なるべく入っていないものを食べています。添加物製造業というのがあるのも驚きました。	D	その他	ご感想としてお伺いしました。
79	食品の苦情や表示については市の消費生活センターで受け付けしていないのでしょうか。健康食品なども含めて消費生活センターでは、どう対処しているのですか。インフルエンザ・ノロウイルスなど流行前に内科医院に行きましたら、手洗いのパンフレットが置いてありました。待ち時間に読んだ後、持ち帰りもできるので良い広報になると思いました。	D	その他	消費生活センターでは、消費生活についてのご相談対応として、健康食品などを含めた食品に関するご相談については、ご質問・ご相談の内容に応じて、現地調査の実施や関係機関への案内等をさせていただいているほか、生活衛生課などの関係機関と情報交換や協議等を行っております。パンフレットの配布場所など広報の方法については、様々な機会を捉えて、市民の目に触れるよう工夫してまいります。
80	仙台市民の生命・健康を最優先にした食の安全性と信頼性の確保のためには、「仙台市食の安全・安心推進条例(仮称)」を市民のために策定し、条例のもと、毎年度の食品衛生監視指導計画を実施することが必要と考えます。 仙台市においては、食品安全基本法と食品衛生法に基づき「仙台市食品の安全性確保に関する基本方針」を策定し、毎年度アクションプランと食品衛生監視指導計画により施策を進めています。 しかし、原子力発電所事故の発生に伴う放射性物質による食品の汚染問題や消費者を裏切る食品偽装問題、付随した食物アレルギーの危険性の問題など食の安全への信頼を揺るがす問題等へ対応するには、消費者の健康保護の目的で、事業者に対しての食品の安全性確保だけでは十分とは言えません。また、食品の安全性確保が市民の食品に対する信頼性の確保へと直接は結びつきません。食の安全・安心に関する消費者教育を充実させることや地産地消の推進が必要です。仙台市民の生命・健康が最優先という視点での、食の安全性と信頼性の確保に向けた仙台市の基本理念や基本方針、市民の役割や事業者・仙台市の責務等仙台市の目指す食の安全について、長期的・継続的な施策がとれるよう、またより実効性が高く、市民の意見を施策に反映させることができるような「仙台市食の安全・安心推進条例(仮称)」を制定し、条例のもと、毎年度の食品衛生監視指導計画を実施することが必要と考えます。(他同様意見5件)	D	その他	食品は広域的に流通することから、その安全性確保に関しては市町村独自の条例ではなく国や都道府県単位での統一的な基準に基づき取組をすすめることが重要と考えております。本市ではこうした考えの下、食品安全基本法などの関連法令に基づいた監視指導や許認可等をおこなうとともに、消費者や事業者等で構成する食品安全対策協議会での議論を踏まえて策定した「仙台市食品の安全性確保に関する基本方針」に基づき実効性のある施策を総合的に推進しているところです。今後とも、社会情勢の変化に合わせ、基本方針を見直すとともに、消費者、生産者、事業者等と連携して、食品の安全性確保に努めてまいりたいと考えております。
81	ノロウイルスについては、主に冬場12月～2月に流行するので、今時期最も注意が必要だと思うが、山形の幼稚園で大流行した際に実感したのは、原材料の直接汚染というより、食品周囲の環境、例えば周囲を触った手で食事をする、調理場所、調理人の衛生度などが高い割合で影響しているということである。	D	その他	食中毒予防については、食品等事業者へ適切な指導を実施するとともに、食品衛生に関する情報を市ホームページ、各種パンフレットまたは市政出前講座などで市民に周知してまいります。
82	食品等による危害に関する緊急時対応に関して、情報を市民に提供する際に、ホームページ等を通じてというより先に、新聞なりTV等のマスコミを利用してでも(インターネットを利用しない世代もいるので)、いち早く通達すべきであると思う。	D	その他	食中毒の発生等、健康危害の拡大が想定される場合には、ホームページ以外に報道機関に発表し、マスコミを通じて広く情報を提供し、拡大防止に努めています。